

議案第 37 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 4 月 24 日提出

清水町長 阿 部 一 男

専決処分第4号

清水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

清水町国民健康保険税条例（昭和38年清水町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第15条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第2号中「29万円」を「29万5千円」に改め、同項第3号中「53万5千円」を「54万5千円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の清水町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和6年3月31日

清水町長 阿 部 一 男